

平成30年度 鳥獣保護区等の指定について

鳥獣対策・ジビエ振興室

1 鳥獣保護区等の指定計画一覧

第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年4月1日から平成34年3月31日）に基づき、以下のとおりとする。

名称	所在地	区分 ※	面積 (ha)	指定期間	備考
萱野高原	箕輪町	鳥獣保護区特別保護地区	133	H30. 11. 1～H40. 10. 31	再指定
美ヶ原	松本市	鳥獣保護区特別保護地区	764	H30. 11. 1～H40. 10. 31	再指定
志賀高原	山ノ内町	鳥獣保護区特別保護地区	1, 138	H30. 11. 1～H40. 10. 31	再指定
熊伏	天龍村	狩猟鳥獣捕獲禁止区域	401	H30. 11. 1～H40. 10. 31	再指定
北大塩	茅野市	狩猟鳥獣捕獲禁止区域	800	H30. 11. 1～H35. 10. 31	再指定

※区分の説明については2頁「鳥獣保護区等区分」参照

2 萱野高原鳥獣保護区特別保護地区再指定の趣旨

萱野高原鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護繁殖を図るため、良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、「森林鳥獣生息地の特別保護地区」に指定するものとしている。

平成30年10月31日に、指定期間が終わる区域についての再指定（10年間）

3 美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区の再指定の趣旨

美ヶ原鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護繁殖を図るため、良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、「森林鳥獣生息地の特別保護地区」に指定するものとしている。

平成30年10月31日に、指定期間が終わる区域についての再指定（10年間）

4 志賀高原鳥獣保護区特別保護地区の再指定の趣旨

志賀高原鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護繁殖を図るため、良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、「森林鳥獣生息地の特別保護地区」に指定するものとしている。

平成30年10月31日に、指定期間が終わる区域についての再指定（10年間）

5 熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定の趣旨

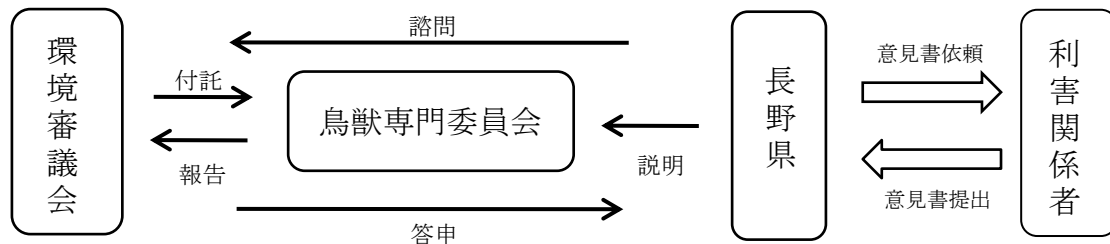
熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域について、イノシシ、ニホンジカに対する狩猟による捕獲圧により、個体数の増加を抑制し、農林業被害を抑制するため、平成30年10月31日に指定期間が終わる区域についての再指定（10年間）

6 北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定の趣旨

北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域について、イノシシ、ニホンジカに対する狩猟による捕獲圧により、個体数の増加を抑制し、農林業被害を抑制するため、平成30年10月31日に指定期間が終わる区域についての再指定（5年間）

7 スケジュール等

(1) 計画策定の流れ



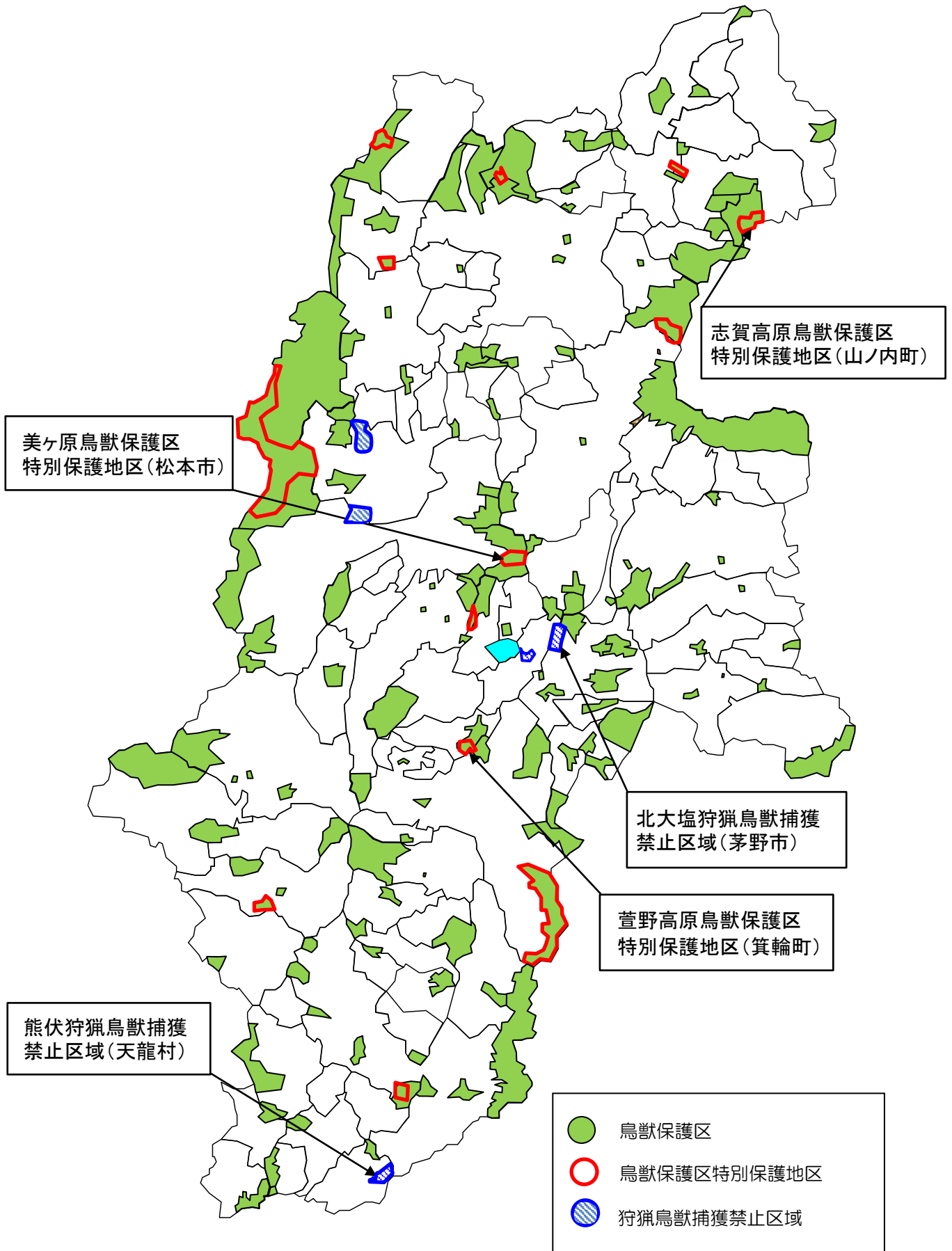
(2) 指定計画策定のスケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
環境省							● 届出	
環境審議会		● 諮問				● 答申		
鳥獣専門委員会※				● 現地検討				
備考	→ 利害関係者の意見書							→ 狩猟期間

【鳥獣保護区等区分】

区分名	内容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシ等の捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛銃弾等の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域

平成30年度鳥獣保護区等指定計画位置図



萱野高原鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

萱野高原鳥獣保護区萱野高原特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

別図のとおり

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで（10 年間）

(4) 土地の面積及び水面の面積

1 3 3 ha （内水面 0 ha）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、上伊那地域の代表的な高原であり、昭和 44 年に「信州伊那谷萱野高原小鳥の森」に指定されている。

また、箕輪町管理による植物園や、水芭蕉の自生地等もあり、自然環境豊かな地域である。高原内には、総延長 8 キロメートルに及ぶ遊歩道が整備され、探鳥会やレクリエーションの場として、多くの人に利用されている。

当鳥獣保護区の中でも、当該地域は、標高差のある地形や良好な森林及び溪流を兼ね備えており、ヒヨドリやニホンジカ等をはじめとする多様な鳥獣の生息地及び繁殖地となっている。

このため、当該地域は、同鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

箕輪町及び（公財）日本野鳥の会等の団体と連携を図った管理を行うとともに、鳥獣保護管理員による定期的な巡視を実施し、鳥獣の生息地としての環境を保持する。

(4) 他の法令（条例を含む）による規制区域

農振法による農業振興地域 1ha 農用地区域 1ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

上伊那郡箕輪町の東部に位置し、当区域の南部は伊那市との市町界に隣接している。

イ 地形、地質等

当該区域は、標高 800 メートルから 1,200 メートルの山地である。

ウ 植物相の概要

主にアカマツ・カラマツ等の人工林で構成され、その他に多種の天然広葉樹林が生育している。

エ 動物相の概要

鳥類は、ヒガラをはじめ、森林を好むものが多く生息している。

獣類は、ニホンジカ、タヌキ、イノシシなどが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

○ヒヨドリ、○ヒガラ、○ヤマガラ、○エナガ、○シジュウカラ、フクロウ、オオタカ、オオルリ、キビタキ、コルリ、センダイムシクイ、ツグミ、シロハラ 等

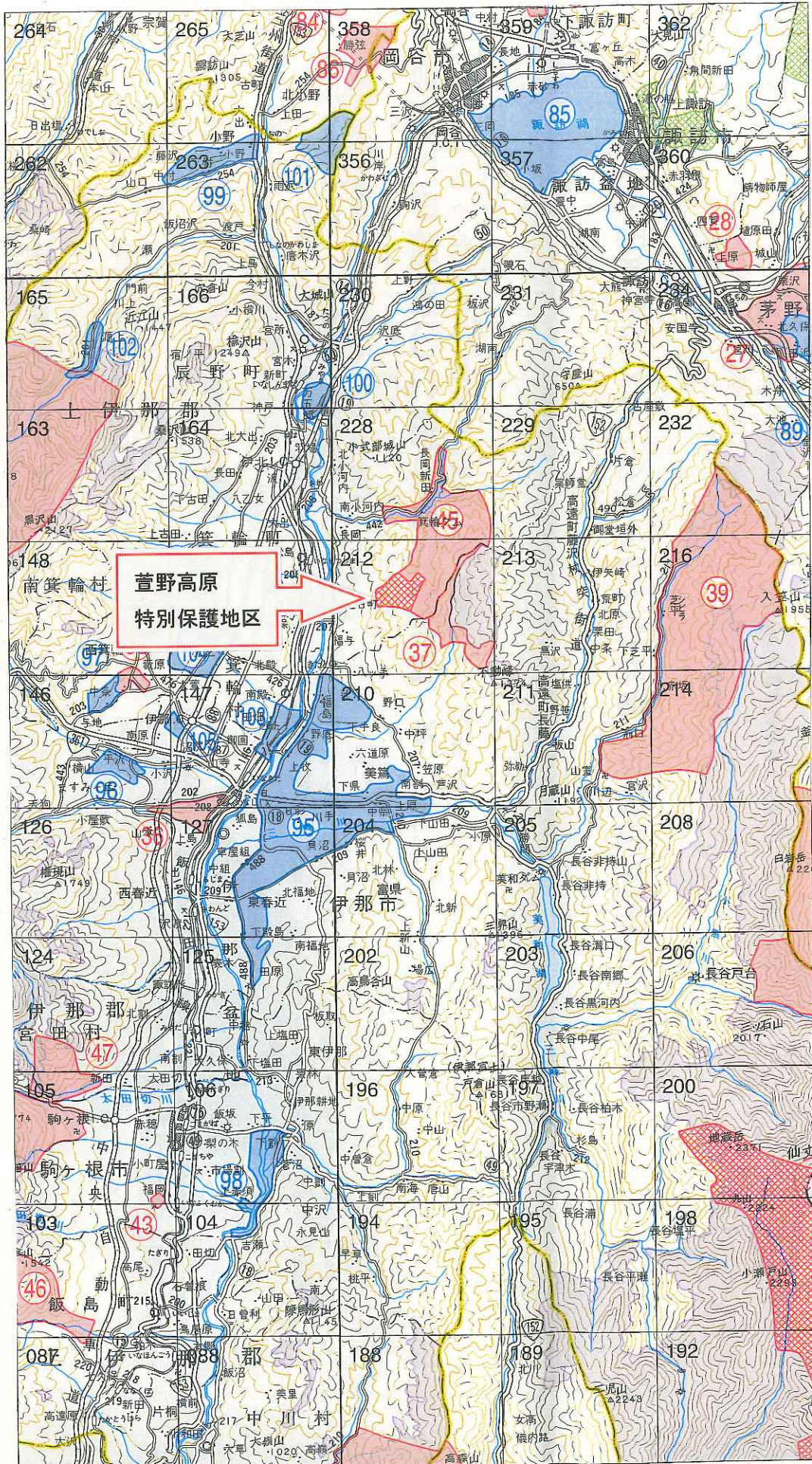
イ 獣類

○ニホンジカ、○タヌキ、○イノシシ、ノウサギ、イタチ、ハクビシン、○ニホンリス、ニホンカモシカ

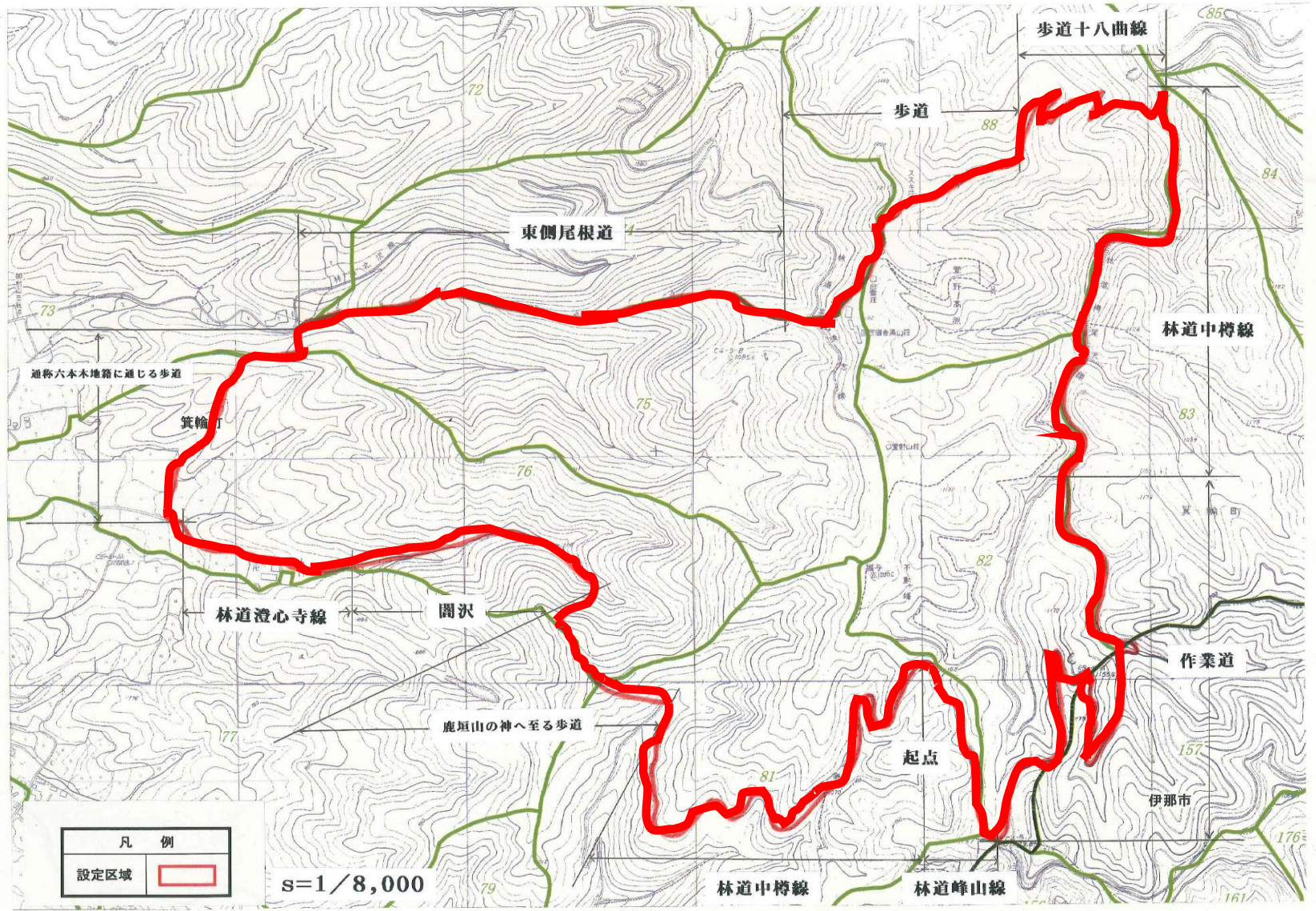
※○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣。

※アンダーラインは法律第 2 条第 4 項の規定により保護を図る必要があるものとして定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

萱野高原鳥獣保護区特別保護地区 位置図





萱野高原鳥獣保護区特別保護地区 区域図及び区域説明図



萱野高原鳥獣保護区特別保護地区
 農業振興地域 農用地区域図



凡 例	
農用地区域	
特別保護地区内の農用地区域	

萱野高原鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見

職名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
箕輪町長	○			特に問題なし
三日町区長	○			計画書2指針のとおり
福与区長	○			
三日町生産森林組合 組合長理事	○			
福与生産森林組合 組合長理事	○			安全確保のため
上伊那森林組合 代表理事組合長	○			必要であると認められる
上伊那農業協同組合 箕輪町支所長	○			多様な生態系の保護及び環境維持のため必要な措置と判断する
箕輪町猟友会長	○			観光客が通年を通じて増えているので安全確保の面からも必要と思われる
箕輪町観光協会会長	○			

美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

美ヶ原鳥獣保護区美ヶ原特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

別図のとおり

(3) 特別保護地区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで（10年間）

(4) 土地の面積及び水面の面積

764ha（内水面 0ha）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、松本市にある茶臼山の西部に位置し、薄川水系の上流部に位置するため、豊富な水環境に恵まれた豊かな自然環境が多様な鳥獣を育てており、区域内にある美ヶ原県民の森を含む当該区域は松本地域の代表的な高原の一部であり、森林レクリエーションの場として、春から秋にかけて多くの来場者が訪れる場所である。

また、この区域には、チョウゲンボウ、ハイタカ、ノスリ、オオタカ等の希少猛禽類の生息も確認されており、開けた草地は猛禽類にとって狩場として重要な場所でもある。

このため、当該地域は、美ヶ原鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と思料されることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及び生息地の保護等を図る特別保護地区として再指定を行いたい。

(3) 保護管理方針

地元市村等の関係機関及び信州野鳥の会等関係団体と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員による巡視等により、適正な保護及び管理を行う。

(4) 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	473 ha	}	特別保護地区	0 ha
(八ヶ岳中信高原国定公園)			特別地域	473 ha
			普通地域	0 ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は松本市の東部に位置する茶臼山の西側に位置し、区域の東側は、小県郡長和町に隣接している。

イ 地形、地質等

当該区域の地形は、標高約 1,100 メートルから約 2,000 メートルに至る主に西向きの斜面によって構成されている。

地質は、新生代第三紀安山岩類を基岩とした安定した地質である。

ウ 植物相の概要

植生は、モミ・ツガ等の針葉樹及びナラ類・カンバ類の広葉樹等が生育している。

エ 動物相の概要

鳥類は、コガラ・ヒガラをはじめとして、森林を好む種類が多く生息しているとともに、これらを捕食する猛禽類も生息している。

獣類は、ニホンジカ・イノシシ・キツネ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

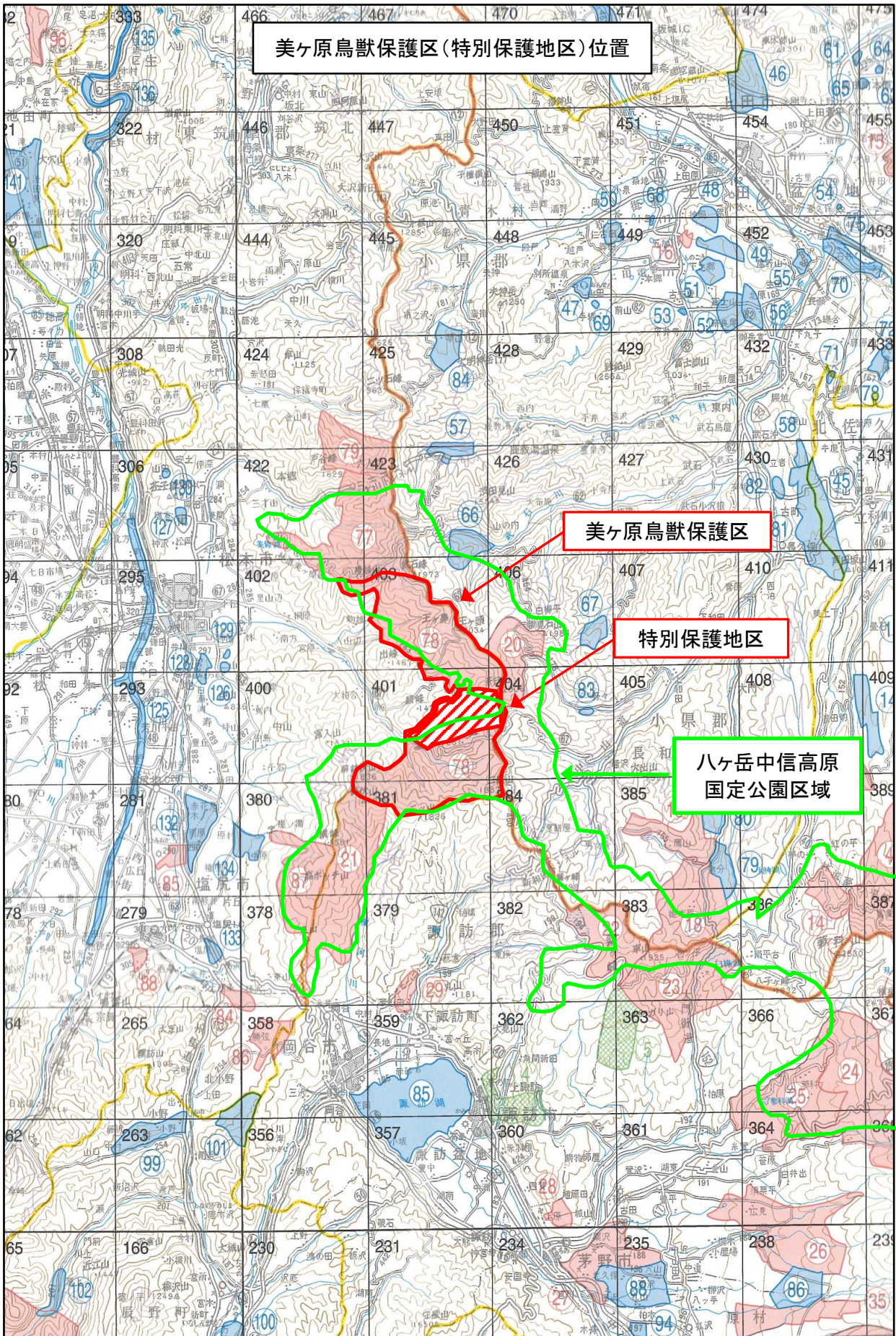
○コガラ、ヒガラ、○ヤマガラ、キビタキ、ツグミ、○チョウゲンボウ、ハイタカ、ノスリ、オオタカ 等

イ 獣類

○ニホンカモシカ、ツキノワグマ、○ニホンジカ、○イノシシ、○キツネ、○タヌキ 等

※○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣。

※アンダーラインは法律第2条第4項の規定により保護を図る必要があるものとして定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。



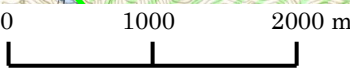
美ヶ原鳥獣保護区 (特別保護地区) 位置

美ヶ原鳥獣保護区

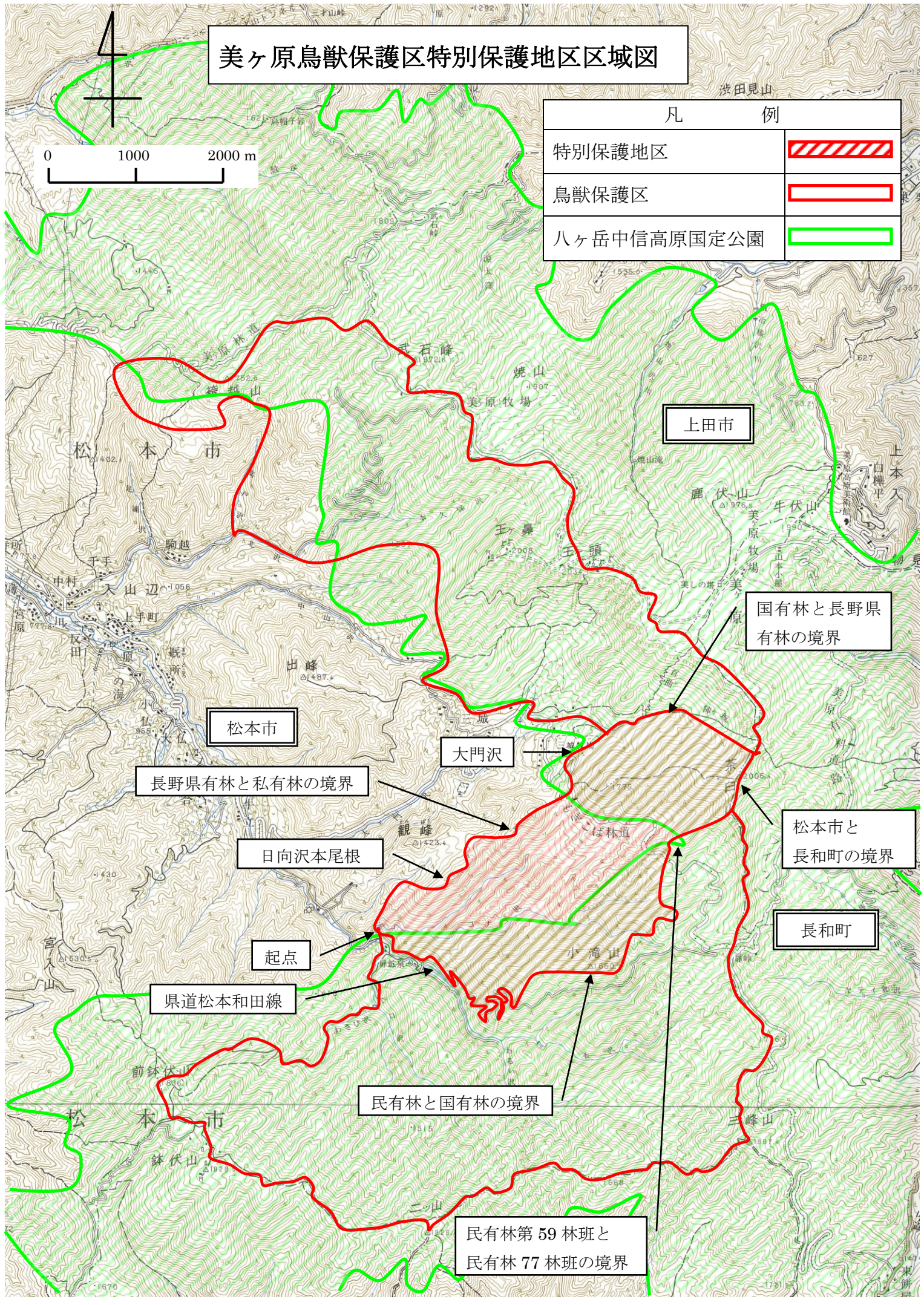
特別保護地区

八ヶ岳中信高原
国定公園区域

美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区区域図



凡 例	
特別保護地区	
鳥獣保護区	
八ヶ岳中信高原国定公園	



上田市

国有林と長野県有林の境界

松本市

大門沢

長野県有林と私有林の境界

松本市と長和町の境界

日向沢本尾根

長和町

起点

県道松本和田線

民有林と国有林の境界

民有林第 59 林班と
民有林 77 林班の境界

美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見

職 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
松本市長		○		区域内の市施設の新設・増設等の許可手続きが円滑に行われるよう配慮願いたい
入山辺・里山辺財産区 管理者	○			
美ヶ原牧場畜産農業協同 組合 代表理事組合長	○			
美ヶ原観光連盟会長	○			
入山辺地区町会連合会長	○			
松本ハイランド農業協同 組合 山辺支所長	○			
松本広域森林組合 代表理事	○			
松塩筑胤友会長	○			

志賀高原鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

志賀高原鳥獣保護区志賀高原特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

別図のとおり

(3) 特別保護地区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日 まで（10年間）

(4) 土地の面積及び水面の面積

1, 138ha（内水面 5ha）

2 特別保護地区の保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、山ノ内町の南東部に位置し（志賀高原）、植生はモミ、ツガ等の天然針葉樹とナラ、カンバ類等の天然広葉樹が混交しており、良好な鳥獣の生息環境となっている。そのため、当該地区では特別天然記念物であるニホンカモシカを始め、多様な鳥獣が生息しており、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護地区に指定し、鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性を確保するため。

(3) 保護管理方針

鳥獣保護管理員等により定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

モミ、ツガ等の天然針葉樹とナラ、カンバ類等の天然広葉樹等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

(4) 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 （上信越高原国立公園）	1, 138ha	}	特別保護地区	742ha
			特別地域第2種	396ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概況

ア 鳥獣保護区の位置

当該地は、下高井郡山ノ内町の南東部に位置し、標高約 1,500～2,000mの地域である。

上信越高原国立公園に指定されている。

イ 地形、地質等

大部分が水源かん養保安林に指定され、横湯川の水源をなしており、豊かな水環境を有していることから、野生鳥獣の生息のための好条件を備えた地域である。

ウ 植物相の概要

植生はモミ、ツガ等の天然針葉樹とナラ、カンバ類等の天然広葉樹が混交し、林床にはササ類が多く生育している。

エ 動物相の概要

野生鳥獣にとって特に良好な自然環境を有していることから、ニホンカモシカを始めツキノワグマ、ニホンザル等多様な鳥獣が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

○クロジ、○メボソムシクイ、○エゾムシクイ、コガラ、ヒガラ、ゴジュウカラ、オオルリ、コルリ、ルリビタキ、ウソ、クロジ、コマドリ、カッコウ、ウグイス

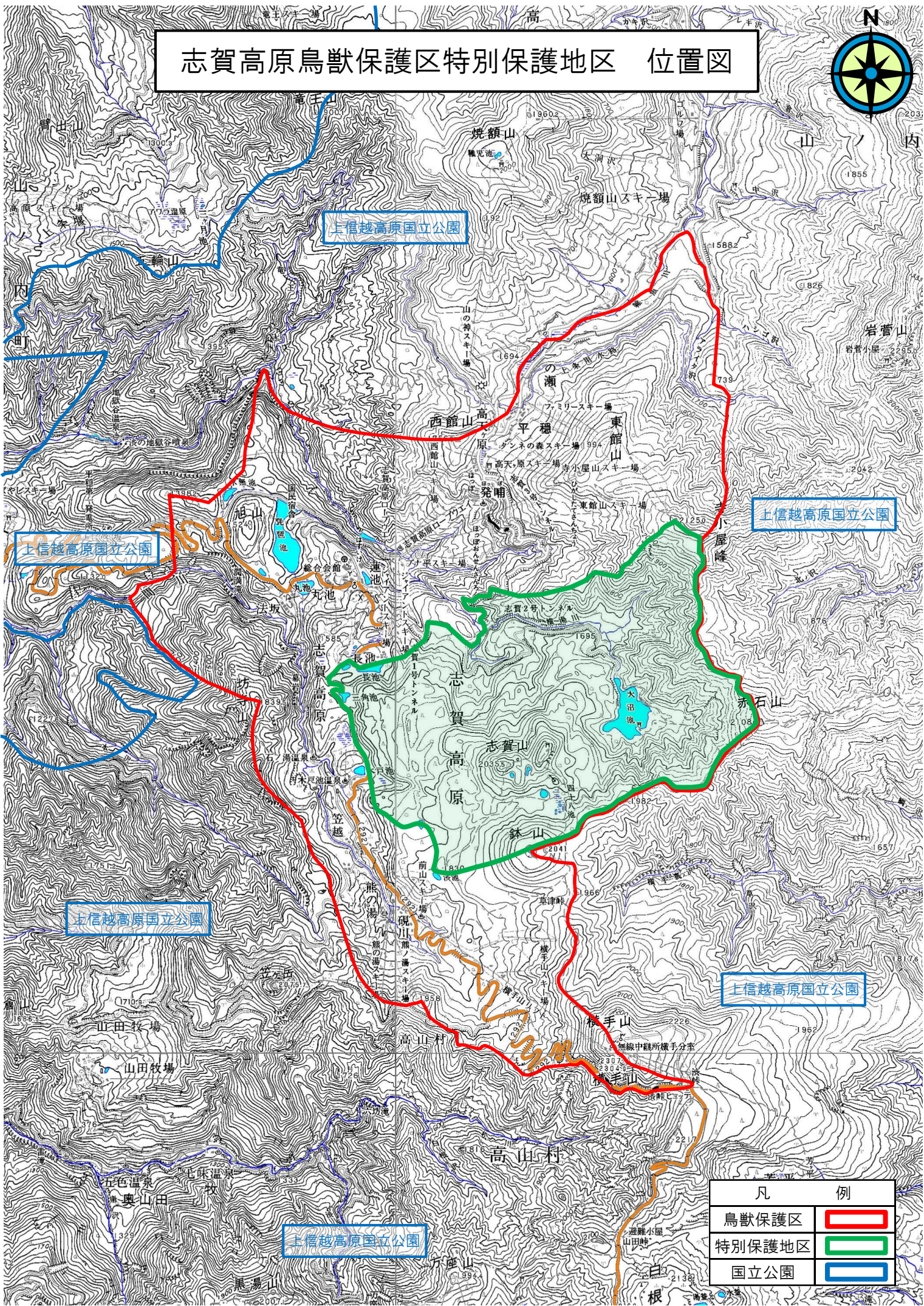
イ 獣類

○ニホンカモシカ、ホンドオコジョ、○ノウサギ、○タヌキ、○キツネ、○リス、○ツキノワグマ、○ニホンザル、テン

※○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣。

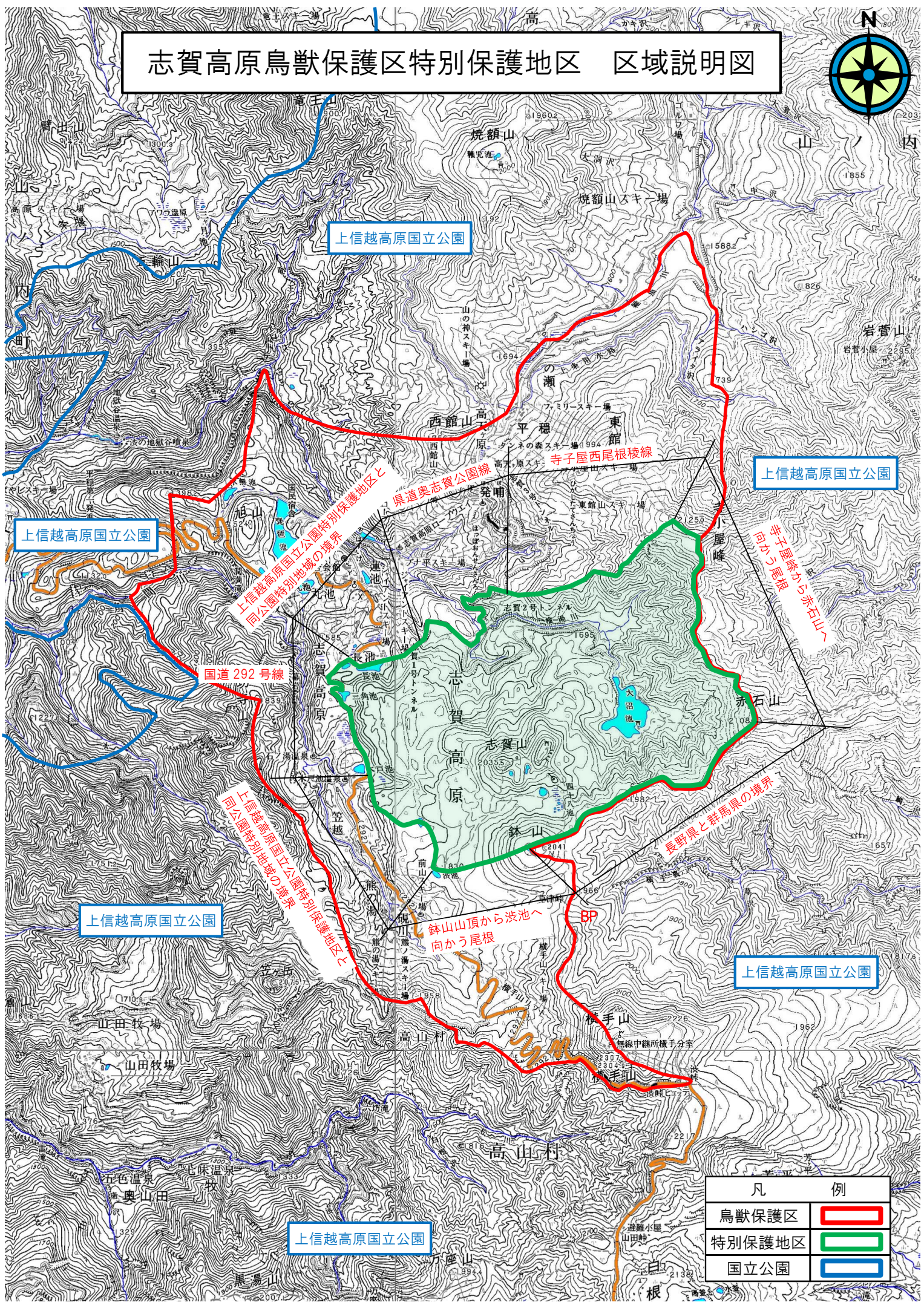
※アンダーラインは法律第2条第4項の規定により保護を図る必要があるものとして定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

志賀高原鳥獣保護区特別保護地区 位置図



凡	例
鳥獣保護区	
特別保護地区	
国立公園	

志賀高原鳥獣保護区特別保護地区 区域説明図



上信越高原国立公園

上信越高原国立公園

上信越高原国立公園

上信越高原国立公園

上信越高原国立公園

上信越高原国立公園

志賀高原
 志賀山
 鉢山
 赤石山
 寺子屋西尾根稜線
 寺子屋峠から赤石山へ
 鉢山山頂から渋池へ
 向かう尾根
 国道292号線
 県道奥志賀公園線
 上信越高原国立公園特別保護地区と
 同公園特別地域の境界
 長野県と群馬県の境界

凡	例
鳥獣保護区	
特別保護地区	
国立公園	

志賀高原鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見

職 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
山ノ内町長	○			
(財)和合会理事長	○			
志賀高原観光協会長	○			志賀高原は国立公園内及び 生物保存地域(BR)に指定さ れており適当である
北信州森林組合 代表理事組合長	○			必要と認める
山ノ内町猟友会長	○			

熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書（案）の概要

1 名 称

熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 区 域

別図のとおり

3 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで（10年間）

4 土地の面積及び水面の面積

401ha（内水面 0ha）

5 指定目的

当該区域は天龍村東部に位置し、静岡県境に連なる標高1,653mの熊伏山麓の西側に広がる。林道等の人工的施設は皆無で、天然広葉樹林が多く占めるなど、自然豊かな森林山麓であり、沢も多く水量豊富で野生鳥獣の生息地として良好な環境を備えた地域である。

また、熊伏山は手ごろな日帰り登山を楽しめ、登山道も整備されていることから動植物の観察をする人も多く、野生鳥獣保護の啓発に適した環境を備えている。

しかし、当該区域周辺ではニホンジカ及びイノシシによる農林業被害の発生が問題視されていることから、狩猟は規制するが、ニホンジカとイノシシは例外的に狩猟が可能な区域に継続指定して、適正な個体数管理を図り、森林環境及び野生生物全般の棲息環境維持に努める。

6 管理方針

生息する野生鳥獣の保護管理対策に関係機関と連携協力して取り組む。

当該地域は水源涵養保安林に指定されているので、その規制内容に沿って森林環境の維持を図る。

特定鳥獣（5種類）については、県の特定計画に沿って管理していく。特に森林被害をもたらすニホンジカについては、捕獲対策を徹底する。

また地域住民、利害関係者等の要望を踏まえ、必要に応じて、適時に有害鳥獣捕獲（許可捕獲）を行う。

その他、鳥獣保護管理員の巡視から得る情報などを踏まえ、天龍村等関係機関と十分な連携をとりながら、管理運営にあたる。

7 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

当地は標高約750～1,650mの山地であり、貴重な天然広葉樹林が広がり人工樹林に比べ、多種多様の野生動物が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

○オオルリ、○キビタキ、クロツグミ、アカハラ、トラツグミ、○アカゲラ、アオゲラ、○ミソサザイ、○ヤマガラ、○ヒガラ、ツツドリ、ジュウイチ、○キジ、ヤマドリ、ハイタカ、ハチクマ、コノハズク、フクロウ、ヨタカ等

イ 獣類

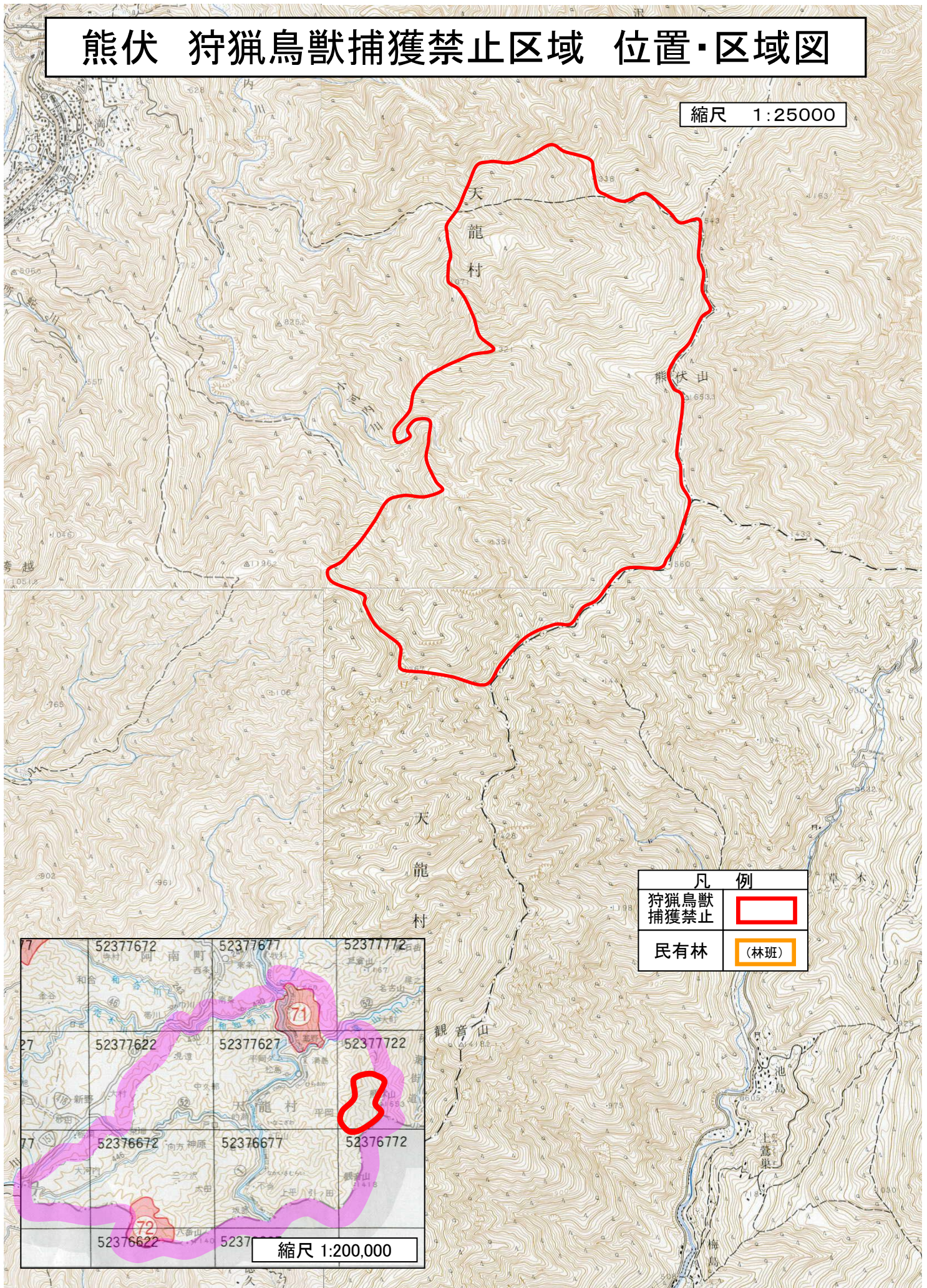
○ニホンジカ、○イノシシ、ツキノワグマ、○タヌキ、○キツネ、テン、ノウサギ、○ニホンリス、○ニホンザル、ニホンカモシカ、アナグマ等

※○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣。

※アンダーラインは法律第2条第4項の規定により保護を図る必要があるものとして定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

熊伏 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 位置・区域図

縮尺 1:25000

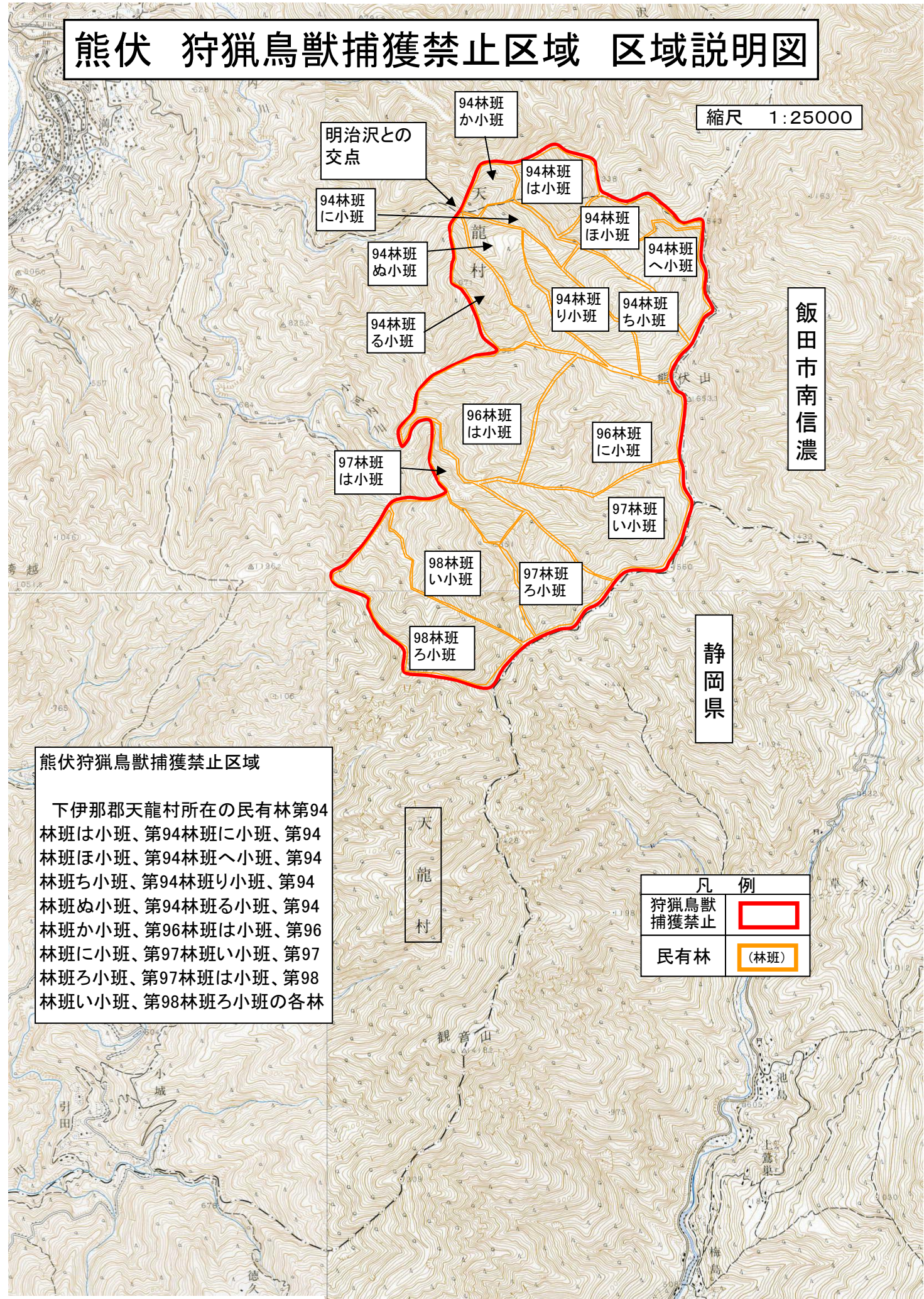


凡 例	
狩猟鳥獣捕獲禁止	
民有林	 (林班)

縮尺 1:200,000

熊伏 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域説明図

縮尺 1:25000



明治沢との
交点

94林班
か小班

94林班
は小班

94林班
に小班

94林班
ほ小班

94林班
へ小班

94林班
ぬ小班

94林班
り小班

94林班
ち小班

94林班
る小班

96林班
は小班

96林班
に小班

97林班
は小班

97林班
い小班

98林班
い小班

97林班
ろ小班

98林班
ろ小班



飯田市南信濃

静岡県

天
龍
村

熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域

下伊那郡天龍村所在の民有林第94林班は小班、第94林班に小班、第94林班ほ小班、第94林班へ小班、第94林班ち小班、第94林班り小班、第94林班ぬ小班、第94林班る小班、第94林班か小班、第96林班は小班、第96林班に小班、第97林班い小班、第97林班ろ小班、第97林班は小班、第98林班い小班、第98林班ろ小班的各林

凡 例	
狩猟鳥獣捕獲禁止	
民有林	 (林班)

熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）の
指定に関する利害関係者意見

職 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
天龍村長	○			
飯伊森林組合 南部支所長	○			
みなみ信州農業協同組合 天龍事業所長	○			
東原B区長	○			
飯伊連合猟友会 平岡支部長	○			総会において支部として賛同 する
中越パルプ工業㈱ 代表取締役社長	○			
中部電力㈱ 飯田営業所長	○			

北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書（案）の概要

1 名 称

北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、イノシシを除く）

2 区 域

別図のとおり

3 存続期間

平成30年11月1日から平成35年10月31日まで（5年間）

4 土地の面積及び水面の面積

800ha（内水面 0ha）

5 指定目的

当該地域は、上部を霧ヶ峰及び車山高原に接した、標高 1,100 メートルから 1,770 メートルに位置する地域で、林況はカラマツ壮齢林と広葉樹の天然林が混在し、地形も沢や尾根等の起伏に富んだ状態のため、希少猛禽類を含め、多様な鳥獣の生息に適した地域である。

しかし、当該地域の下流域ではニホンジカやイノシシ等による農作物被害が著しく、平成20年の鳥獣保護区の期間更新においては、地域から鳥獣保護区の指定の解除が望まれていた。そのため、ニホンジカやイノシシ等による農作物被害へ対処するため、平成25年に狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、イノシシを除く）に指定した。今年度以降も引き続き、当該区域を狩猟においてニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることによって、ニホンジカとイノシシに狩猟における捕獲圧をかけ管理を行いながら、それ以外の鳥獣を保護する区域として指定し、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図ることを目的とする。

6 管理方針

狩猟期間におけるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とするとともに、狩猟期間外においては個体数調整を行うことにより、農作物被害の軽減を図る。また、ニホンジカとイノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、指定目的を周知徹底し、ニホンジカとイノシシ以外の鳥獣の生息に著しい影響のないよう定期的な巡視及び看板の設置等により生息環境の保全を行う。

7 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

当該地域は、標高 1,100 メートルから 1,770 メートルの区域で、上部は車山白樺湖鳥獣保護区と隣接するとともに、霧ヶ峰を含む八島ヶ原鳥獣保護区とも接している区域である。

区域内には、沢や尾根が連続し、絶滅の恐れのあるオオタカ（絶滅危惧Ⅱ類）の営巣が確認されるなど、多様な野生鳥獣の生息環境を有する地域である。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

○シジュウカラ、○ヒガラ、○ヤマガラ、○コガラ、○コゲラ、
○アカゲラ、アオゲラ、○ホオジロ、○カシラダカ、○カワラヒワ、
マヒワ、ベニマシコ、アカハラ、クロツグミ、○ツグミ、○キビタキ、
オオルリ、オオタカ、ノスリ、ハイタカ、ツミ

イ 獣類

ニホンカモシカ、ヤマネ、○ニホンジカ、○イノシシ、○ニホンリス、
○キツネ、○テン、ノウサギ、イタチ、タヌキ、アナグマ、ムササビ

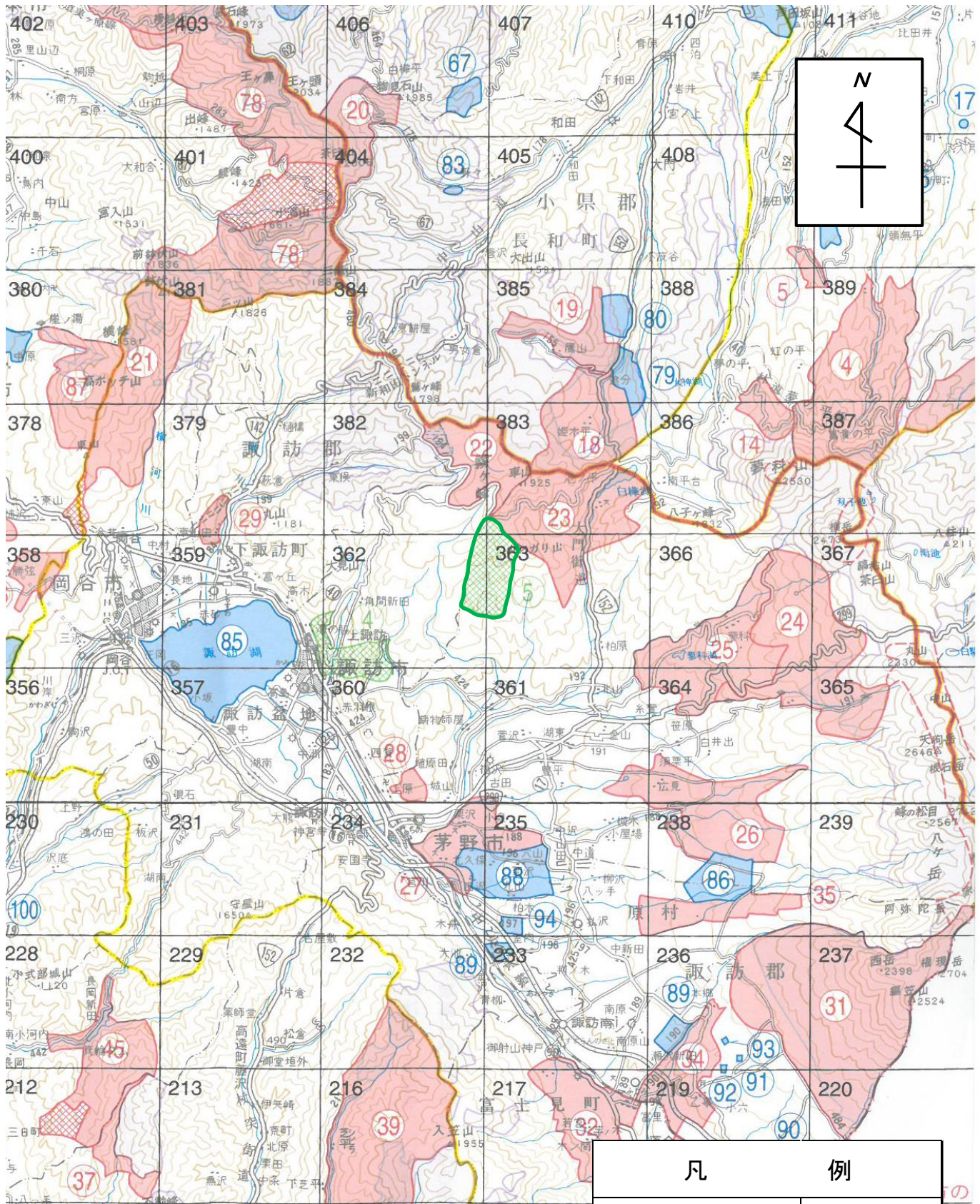
※○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣。


※アンダーラインは法律第2条第4項の規定により保護を図る必要があるものとして定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域

(ニホンジカ、イノシシを除く) 位置図

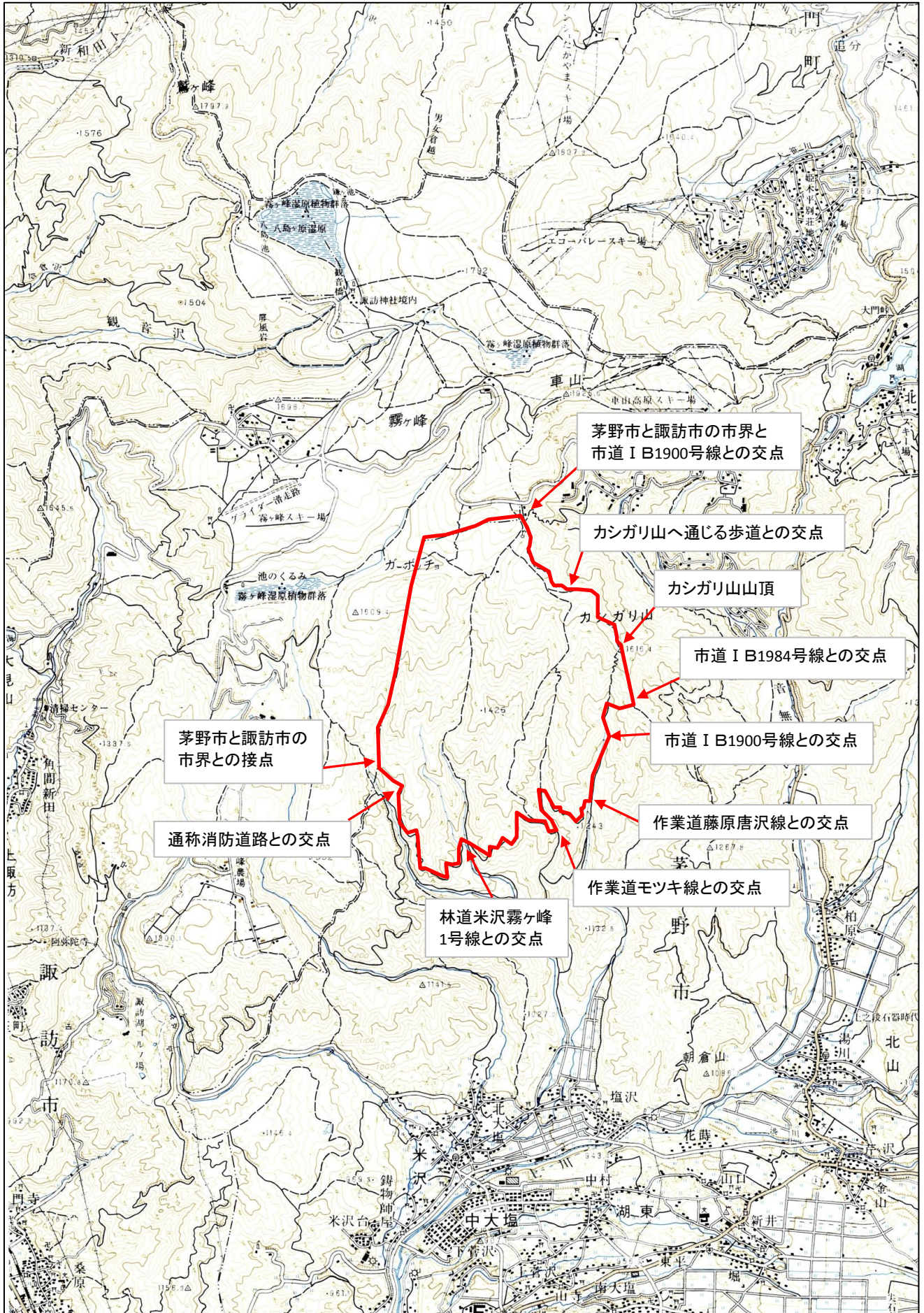
S = 1/200,000



凡	例
狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ、イノシシを除く)	

北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域説明図

S=1/50,000



北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）の
指定に関する利害関係者意見

職名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
茅野市長	○			当該地下流域の米沢地区では農業が盛んに営まれており、鳥獣による農作物への被害も深刻な状況にある。地域でもニホンジカやイノシシ等から農作物を守るため、防護柵を設置するなど様々な対策を実施している。そのため狩猟期間についても農作物に甚大な被害をもたらすニホンジカやイノシシの捕獲は個体を減らす観点からも必要不可欠であると考えている。
茅野市農業委員長	○			
北大塩区長	○			
北大塩財産区 総代	○			存続期間は5年間としてほしい
塩沢区長	○			ニホンジカとイノシシによる農作物被害はあるため、5年間更新は問題なしと考える。 例年どおり捕獲に関する時期と範囲については、事前の連絡を徹底してほしい
塩沢財産区 総代	○			
諏訪森林組合 代表理事組合長	○			農林業被害が発生した場合には、速やかな対応をお願いしたい。
信州諏訪農業協同組合 代表理事組合長		○		当該地域では、ニホンジカやイノシシ等による農作物の被害が発生している。 引き続き個体数調整の実施による農作物被害の防止策の徹底をお願いしたい。
諏訪東部漁業協同組合 代表理事組合長代行	○			
(社)ちの観光まちづくり 推進機構理事長	○			
諏訪猟友会 茅野支部長	○			北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、イノシシを除く）の指定については、シカの捕獲をすることができるため賛成である。また、他の鳥獣保護区等についても、標高の高い所では、北大塩のようにシカのみ銃による狩猟を認めてほしい。
日本野鳥の会 諏訪支部長	○			害的要因のシカ、イノシシが捕獲禁止から除かれており、関係住民への配慮がされる中、生物の多様性重視の観点から今回の指定に賛成する。